

第2章

理念と目標

第2章 理念と目標

1 計画の理念

第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画では、計画の理念を次のように定めました。

**『障害のある人の人権が尊重され、
障害のある人もない人も、共に生きていけるまち東大和』**

これは、平成23年に改正された障害者基本法第1条の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」との基本理念を踏まえ、その後、平成26年1月に批准された障害者権利条約が掲げる地域社会における共生を目指して、定めたものであります。

その後、児童福祉法の改正により障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児の重層的な地域支援体制の構築が必要であるとされました。一方、障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しの中では、高齢障害者への円滑な支援の観点から共生型サービスの創設が示されています。また、国の基本指針の基本理念の中に、「地域共生社会の実現に向けた取組」が盛り込まれました。

このようなことから、①障害児から高齢障害者までのあらゆる世代 ②共生型社会の実現を計画の理念の中で重きを置く視点として、東大和市障害者総合プラン（第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）では、計画の理念を次のように定めます。

**『障害のある人もない人も、
すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を』**

2 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人の人権が尊重され地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他、在宅障害者のための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

3 重点施策

本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。

重点施策 1 障害者の権利擁護、理解促進のための施策

知的障害のある方や精神障害のある方の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある方の権利擁護や、障害のある方への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

- 障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を進めていきます。
- 障害者理解促進のための取組を進めていきます。
- 障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めていきます。
- 成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取り組みます。

重点施策 2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らし支援を受けながら生活をしている方の中には、支援者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのか不安に思っている方が多くいます。障害のある方が地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動の場の整備・充実を図ります。
- グループホームの整備・充実を図ります。
- 短期入所や宿泊型自立訓練を活用して、自立生活の体験の場を確保します。
- 地域生活支援拠点等の整備のため、地域活動支援センターの相談機能の強化を図るとともに、基幹相談支援センターについて検討します。

重点施策 3 障害者の経済的自立と就労のための施策

障害のある方にとって、経済的自立は大きな課題です。とりわけ精神障害のある方の中には、就労を希望しながら、就労が困難な方がいます。近年、障害者の一般就労は大きく進んでいますが、さらなる支援が必要です。

- 障害者就労支援事業を通じた一般就労者の増加に努めます。
- 地域開拓促進事業を通して、一般企業の雇用促進、就労希望者の掘り起こしに努めます。
- 障害者就労施設における工賃アップの取組を支援します。

